

議案第18号

守口市空家等対策協議会条例案

守口市空家等対策協議会条例を、次のように制定する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市空家等対策協議会条例

(設置)

**第1条** 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、守口市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

(委員)

**第3条** 協議会は、市長及び委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 市民

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

**第6条** 協議会の庶務は、空家等対策主管課において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成29年4月1日から施行する。